

「宅地造成等規制法」の規定に基づく
宅地造成に関する工事の許可の審査基準

平成20年10月1日

世 田 谷 区

使 用 上 の 注 意

この審査基準は、宅地造成等規制法第8条の規定により申請された宅地造成に関する工事の許可をするかどうかを法令の定めに従って判断するための基準を定めたものである。

以下の基準のほか災害防止の観点から支障がないかについて、個々の申請内容により審査を行うものとする。

なお、判断基準が法令の定め尽くされているものは、原則として法文のみとした。

この基準は、平成6年に施行された基準を改定したものであり、平成20年10月1日の申請から適用する。

標 準 処 理 期 間

	法 令 根 拠	標 準 処 理 期 間
宅地造成の許可	宅地造成等規制法第8条	21日
宅地造成の変更許可	宅地造成等規制法 第12条第1項	21日

(注)この期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始など区役所の閉庁日は含まない。

目 次

第 1 章	宅地造成等規制法の適用	1
第 2 章	宅地造成に関する工事の技術的基準等	7
第 1 節	地盤	9
第 2 節	擁壁	10
第 3 節	擁壁の構造	13
第 4 節	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造	14
第 5 節	練積み造の擁壁の構造	16
第 6 節	建築基準法施行令の準用	17
第 7 節	擁壁の水抜穴	20
第 8 節	任意に設置する擁壁	21
第 9 節	擁壁によっておおわれないがけ面の保護	22
第 10 節	排水施設	23
第 11 節	特殊材料または工法による擁壁	25
第 3 章	許可申請に必要な書類及び図面	29

第1章 宅地造成等規制法の適用

1. 定義

(1) 土地利用にかかる宅地造成等規制法の適用範囲

(定義)

宅地造成等規制法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。)をいう。

(公共の用に供する施設)

宅地造成等規制法施行令第2条

宅地造成等規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。

(公共の用に供する施設)

宅地造成等規制法施行規則第1条

宅地造成等規制法施行令第2条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。

宅地造成等規制法に基づき知事が指定した宅地造成工事規制区域内であっても、上記に示すような土地利用が行われる場合は、宅地造成等規制法は適用されない。

(2) 造成規模にかかる宅地造成等規制法の適用範囲
(定義)

(定義)

宅地造成等規制法第 2 条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。)をいう。

(定義等)

宅地造成等規制法施行令第 1 条

この政令(第 3 条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

- 2 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 3 崖面の水平面に対する角度をがけの勾配とする。
- 4 小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(宅地造成)

(定義)

宅地造成等規制法第 2 条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

(宅地造成)

宅地造成等規制法施行令第 3 条

法第 2 条第 2 号の政令で定める土地の形質の変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
- 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が 500 平方メートルをこえるもの

(宅地造成に関する工事の許可)

宅地造成等規制法第 8 条

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第 35 条の 2 第 5 項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならな

い。

- 3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

宅地造成等規制法第12条

第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第8条第1項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第8条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条の規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第8条第1項本文の許可の内容とみなす。

(軽微な変更)

宅地造成等規制法施行規則第26条

法第12条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

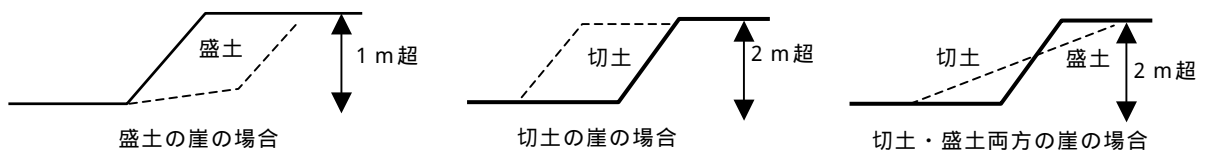
- 一 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

宅地造成等規制法の許可対象となるのは、(1)で示した宅地造成において、以下に示すような高さの「崖」を生じる切盛土行為又は造成面積(一団の切盛土面積)が500㎡を超える造成工事を行う場合である。このうち、部分的な切盛土行為や不陸整正程度の造成工事は周辺に与える影響が小さいと考えられることから東京都では許可不要として扱っている。

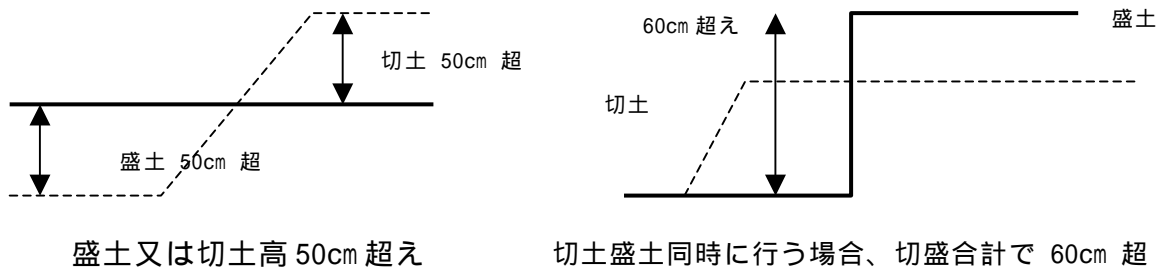
なお、都市計画法に基づく開発許可や建築基準法に基づく工作物の確認を必要とする場合があるので注意すること。

1) 宅地造成等規制法の許可が必要な宅地造成

(1) 崖を生じる切盛土行為



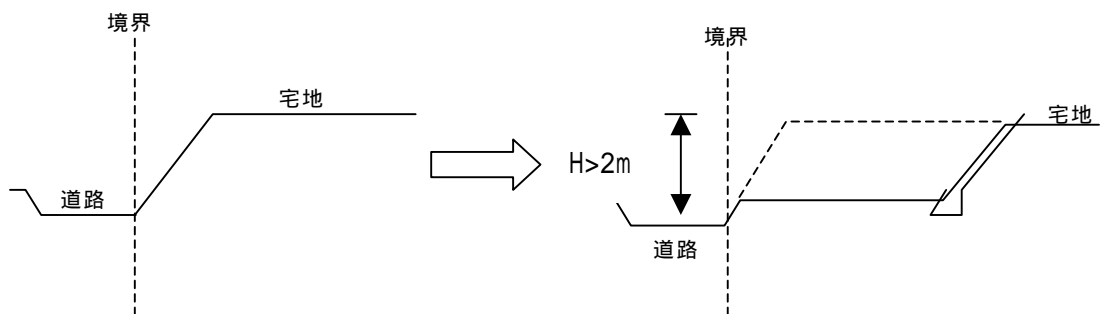
(2) 造成面積が500㎡を超える造成工事



注) 実線は造成後の地盤面、破線は造成前の地盤面

(3) 崖の改善に伴う土地利用の変更

自然崖の保護や既存擁壁の改善とあわせて新たな土地利用を図り、形質の変更が生じる場合は宅地造成の許可が必要です。



2) 宅地造成等規制法の許可が不要な宅地造成

(1) 部分的な切盛土行為

建物の一部が擁壁をかねる場合

既に建築基準法の道路である部分を道路状に整備する場合

既存の崖面を擁壁で補強する場合

既存の擁壁を造りかえる場合

既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う階段の設置もしくは撤去

既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う駐車場(地価車庫もしくはカーポート)の設置もしくは撤去

区の要綱等の指導による造成工事

注) 既存の宅地とは、開発許可等によって適正に宅地造成が完了した宅地をいう。開発許可等によって宅地造成が完了した宅地とは、開発審査基準(P7 (3) 質の変更)における既存の宅地及び、宅地造成等規制法の許可により造成された宅地をいう。

注) 駐車場は、通常考えられる必要最小限の規模であること。

(2) 不陸整正程度の造成工事

申請区域内全てにおいて、現地盤高から50cm以下の地盤高の変更で、この造成により60cmを超える段差を生じないものをいう。なお、この段差を重量ブロックで抑える場合は3段積みを限度とする。

宅地造成等規制法第9条(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

法第9条の詳細については、「第2章 宅地造成に関する工事の技術的基準等」に示す。

(許可又は不許可の通知)

宅地造成等規制法第10条

都道府県知事は、第8条第1項本文の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

第2章 宅地造成に関する工事の技術的基準等

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

宅地造成等規制法第9条

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

宅地造成等規制法第9条に示す技術的基準の詳細については、次節以降に示す。

(設計者の資格要件)

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

宅地造成等規制法施行令第16条

宅地造成等規制法第9条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルをこえる擁壁の設置
- 二 切土又は盛土をする土地の面積が1500平方メートルをこえる土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

宅地造成等規制法施行令第17条

宅地造成等規制法第9条第2項の政令で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、

土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

五 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

第1節 地盤

(擁壁、排水施設その他の施設)

宅地造成等規制法施行令第4条

法第9条第1項(法第12条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留めとする。

(地盤において講ずる措置に関する技術的基準)

宅地造成等規制法施行令第5条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をする場合においては、がけの上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。
- 二 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
- 三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透によるゆるみ、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつその層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。
- 四 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

第2節 擁壁

(擁壁の設置に関する技術的基準)

宅地造成等規制法施行令第6条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずるがけ面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。)

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一(第6条関係)

土 質	軟岩(風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60°	40°	35°
擁壁を要する勾配の下限	80°	50°	45°

(擁壁の設置の緩和)

東京都宅地造成等規制法施行細則第5条

知事は、切土または盛土をした土地の部分に生ずるがけ面について、当該がけの一部が河川、池、沼等の水面または農地、採草放牧地、森林等に接する場合で、災害防止上支障がないと認めるときは、宅地造成等規制法施行令第6条の規定による擁壁の設置に代えて、次の各号に掲げる工法の一をもって処置させることができる。

- 一 石積み工
- 二 編柵工、筋工または積苗工
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

擁壁の設置の緩和は、がけの下端に続く土地が河川、池沼等の水面、広場、公園緑地、運動場、道路等（災害時、避難路、避難地になっているものを除く。）に供されているか、または供される予定のものであって、かつ、がけの下端から測ったそれらの水平な土地の部分の幅が、がけの高さの2倍以上の土地であるときのがけで、災害の防止上支障がないと判断される場合に適用する。（本規定は東京都が所管する）

擁壁の配置計画

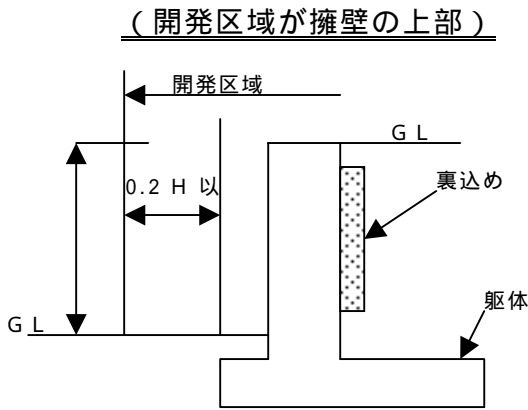
開発区域周囲の家屋等に隣接する擁壁については、隣接地との高低差が3 m以下になるように計画地盤高を設定すること。またやむを得ず地上高(H:見え高)3 mを超える擁壁を設置する場合には、隣接の土地所有者及び建物所有者の同意を得ること。

なお、同意が得られない場合、地上高(見え高)の20%以上あるいは開発区域が擁壁の下部に位置する場合は、構造物、基礎及び裏込め等の厚さの総厚のうちの大い方の離隔を確保すること。(次頁の図を参照)

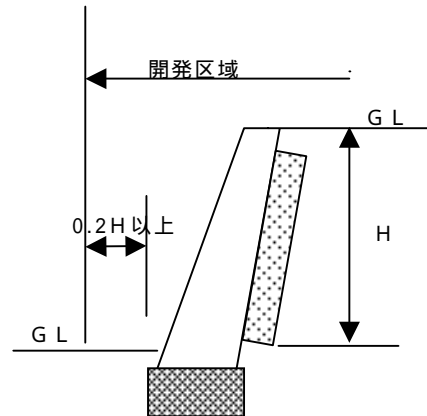
ただし、施工上、隣地に影響がある場合は、同意を得ること。

地上高3 mを超える擁壁の離隔について(同意がとれない場合)

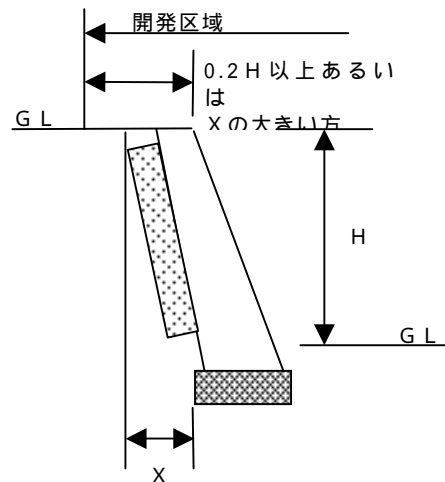
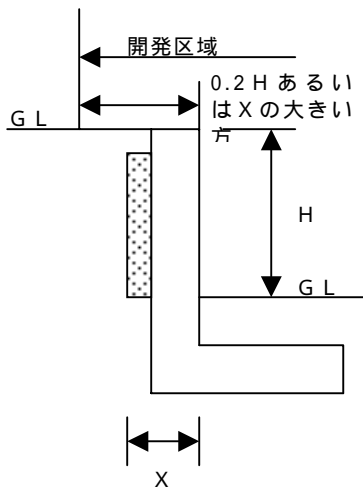
RC 擁壁の場合



練積み擁壁の場合



(開発区域が擁壁の下部)



X: 構造物、基礎及び裏込め等の厚さの総厚

第3節 擁壁の構造（義務設置擁壁）

（擁壁の設置に関する技術的基準）

宅地造成等規制法施行令第6条第1項

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする事。

本条は、義務設置の擁壁の構造に関する規定である。すなわち、宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号の規定によって設置される擁壁の構造は鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

これらの内容の詳細については、別紙「宅地の安全性」参照

第4節 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

宅地造成等規制法施行令第7条

前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎杭を用いた場合においては、土圧等によって基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎杭の許容支持力については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条(表一を除く。)、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二（第七条関係）

土 質	単位体積重量（1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8 トン（17.7kN）	0.35
砂質土	1.7 トン（16.7kN）	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6 トン（15.7kN）	0.50

別表第三（第七条関係）

土 質	摩擦係数
砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

これらの内容の詳細については、別紙「宅地の安全性」参照

第5節 練積み造の擁壁の構造

(練積み造の擁壁の構造)

宅地造成等規制法施行令第8条

第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、がけの土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

これらの内容の詳細については、別紙「宅地の安全性」参照

胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁については、宅地造成等規制法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものであること。この場合、認定条件を遵守すること（「第11節 特殊材料または工法による擁壁」を参照）

第6節 建築基準法施行令の準用

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

宅地造成等規制法施行令第9条

第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の2から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(コンクリートの材料)

建築基準法施行令第72条

鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

建築基準法施行令第73条

鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分
 - 二 煙突
- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。
- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。

- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。
- 5 前各項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

(コンクリートの強度)

建築基準法施行令第74条

鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン(軽量骨材を使用する場合には、9ニュートン)以上であること。
- 二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

建築基準法施行令第75条

コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

建築基準法施行令第79条

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあっては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあって

は4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

第7節 擁壁の水抜穴

(擁壁の水抜穴)

宅地造成等規制法施行令第10条

第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

これらの内容の詳細については、別紙「宅地の安全性」参照

第 8 節 任意に設置する擁壁

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

宅地造成等規制法施行令第 11 条

宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが 2 メートルを超えるもの(第 6 条の規定によるものを除く。)については、建築基準法施行令第 142 条(同令第 7 章の 8 の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(擁壁)

建築基準法施行令第 142 条

第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁(以下この条において単に「擁壁」という。)に関する法第 88 条第 1 項において読み替えて準用するほう第 20 条の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。

二 石造の擁壁にあっては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。

三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。

四 次項において準用する規定(第 7 章の 8(第 136 条の 6 を除く。))の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。

五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第 36 条の 3 から第 39 条まで、第 51 条第 1 項、第 62 条、第 71 条第 1 項、第 72 条、第 73 条第 1 項、第 74 条、第 75 条、第 79 条、第 80 条(第 51 条第 1 項、第 62 条、第 71 条第 1 項、第 72 条、第 74 条及び第 75 条の準用に関する部分に限る。)、第 80 条の 2 及び第 7 章の 8(第 136 条の 6 を除く。)の規定を準用する。

第9節 擁壁によっておおわれなないがけ面の保護

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

宅地造成等規制法施行令第12条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

宅地造成によって生じるがけ面について、擁壁設置の義務が課せられない場合でも、風化、雨水、その他地表水による浸食から崖面を保護するために適切な保護工を行わなければならない。本条に示されている以外の保護工としては、芝以外の植物による緑化工、コンクリート吹き付け、ブロック張り工、法枠工等が考えられる。これらの工事を行う場合も、施工は適切な材料等を用い、適切な施工を行うようにすること。特に法枠工の場合、設置されるアンカーの径、長さ、地盤改良等に十分配慮すること。

これらの内容の詳細については、別紙「宅地の安全性」参照

第 10 節 排水施設

(排水施設の設置に関する技術的基準)

宅地造成等規制法施行令第 13 条

法第 9 条第 1 項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールは、ふたが設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが 15 センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

(技術的基準の付加)

東京都宅地造成等規制法施行細則第 6 条

宅地造成等規制法施行令第 13 条の規定により設置しなければならない排水施設の管渠の勾配及び断面積は少なくとも、1 時間あたりの降雨量を 60 ミリメートル、流出係数を知事が別に定める値として算定した雨水その他の地表水の流出量により決定したものでなければならない。

雨水その他の地表水を有効に排除できるか否かを判断するため、接続先の水路等の既存排水施設の管理者の同意書等（排水端末接続許可書など）を添付すること。

なお、排水施設の設計には、「『都市計画法』の規定に基づく開発行為の許可に関する審査基準」（世田谷区）の規定を準用すること。また、雨水排水の処理のために設置する浸透ます・浸透トレンチや雨水調整池の規模の計算については、「資料 浸透ます・トレンチの規模計算」及び「資料 雨水調整池容量の計算例」を参照すること。

第 1 1 節 特殊材料または工法による擁壁

(特殊の材料又は工法による擁壁)

宅地造成等規制法施行令第 1 4 条

構造材料又は構造方法が第 6 条第 1 項第 2 号及び第 7 条から第 10 条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

本条の規定により国土交通大臣の認定を得た「特殊材料または工法による擁壁」の取扱いについては、認定告示の各号に適合するものであること。

宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件(昭和 40 年 6 月 14 日、建設省告示第 1485 号)

宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 14 条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の号に定めるところによる場合において同令第 8 条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

1. コンクリートブロックの 4 週圧縮強度は、 1 c m^2 につき 180kg 以上であること。
2. 胴込めに用いるコンクリートの 4 週圧縮強度は、 1 c m^2 につき 150kg 以上であること。
3. コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3 以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面 1 m^2 につき 350 k g 以上であること。
4. コンクリートロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつその施行が容易なものであること。
5. 擁壁の壁体曲げ強度は、 1 c m^2 につき 15kg 以上であること。
6. 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、 1 m^2 につき 500 k g をこえていないこと。

- 7．擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの 100 分の 20（その値が 45 c m に満たないときは、45 c m）以上とし、かつ、擁壁には、一体のコンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 8．擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊の恐れがある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 9．擁壁の背面には、排水を良くするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

このほか、テールアルメ擁壁を用いる場合は、一般的な R C 造擁壁に比べて施工方法材料の質等、より細かな精度が要求される面が多い。このため、この方法を用いる場合は、宅地造成等規制法に基づく国土交通大臣認定を取得した既製品を使用すること。また、構造上、背面の土地に建築制限等が課せられる。この範囲について、開発登録簿や宅地造成法規制法調書に明記するとともに、認定条件にしたがい、現場付近に周知のための銘板を設置することが必要である。また、義務外設置の擁壁については、鉄筋コンクリート造を原則とし、やむを得ず重量ブロック積みの構造とする場合は最大でも 3 段積みまでとすること。

別 表

擁壁の背面土の内部 摩擦角	コンクリートブ ロックの控え長さ (単位 c m)	擁 壁	
		勾 配	高さ(単位m)
20 度以上 30 度未満	30 以上 35 未満	65 度以上 75 度未満	1 以下
		65 度未満	1.5 以下
	35 以上 45 未満	70 度以上 75 度未満	1 以下
		65 度以上 70 度未満	1.5 以下
		65 度未満	2 以下
	45 以上	70 度以上 75 度未満	1.5 以下
		65 度以上 70 度未満	2 以下
		65 度未満	2.5 以下
	30 度以上 40 度未満	30 以上 35 未満	70 度以上 75 度未満
65 度以上 70 度未満			2 以下
65 度未満			3 以下
35 以上 40 未満		70 度以上 75 度未満	1.5 以下
		65 度以上 70 度未満	2.5 以下
		65 度未満	3.5 以下
40 以上 45 未満		70 度以上 75 度未満	2 以下
		65 度以上 70 度未満	3 以下
		65 度未満	4 以下
45 以上		70 度以上 75 度未満	2 以下
		65 度以上 70 度未満	3 以下
		65 度未満	4.5 以下
40 度以上	30 以上 35 未満	70 度以上 75 度未満	2 以下
		65 度以上 70 度未満	3.5 以下
		65 度未満	5 以下
	35 以上 40 未満	70 度以上 75 度未満	2.5 以下
		65 度以上 70 度未満	4.5 以下
		65 度未満	5 以下
	40 以上 45 未満	70 度以上 75 度未満	3 以下
		70 度未満	5 以下
	45 以上	70 度以上 75 度未満	3.5 以下
		70 度未満	5 以下

コンクリートブロック練積み造擁壁の認定について

(昭和40年7月5日住地発第36号)

胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁については、宅地造成等規制法施行令第14条の規定により、別添昭和40年6月14日建設省告示第1485号(以下「告示」という)のとおり、告示の定めるところにより設置する場合には、宅地造成等規制法施行令第8条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があるものと認定された。

これらについては下記の諸点に留意して遺憾のないよう取り計らわれたい。

記

1. 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁が、告示の各号に適合するものであるかどうかについては、宅地造成等規制法施行令第8条第1項の規定による許可の際に許可権者は慎重に審査すること。
2. 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁とは、告示の別表に規定する控え長さ一杯までコンクリートを充填し、胴込めに用いたコンクリートが連続して一体の構造となる擁壁であること。
3. 第3号のコンクリートブロックの重量は、胴込めコンクリートを充填せずに、当該コンクリートブロックを積み上げたと仮定した場合の壁面1㎡あたりの重量であること。
4. 第4号の使用実績は、当分の間は50万個程度以上の使用実績があり、かつ、過去に倒壊等の重大な支障を生じたことのないものであること。
5. 第5号の壁体の曲げ強度は、コンクリートブロック4×6箇所又は5×7箇所の試験体3体以上について試験し、その結果によること。
6. 第6号の載荷重は、擁壁の高さだけ擁壁上端より後退した範囲の載荷重とすること。

第3章 許可申請に必要な書類及び図面

次の表に掲げるチェックリストを参照。

許可申請等に必要となる書類及び図面についての詳しい様式については、係員にたずねること。

なお、許可を受けた後、宅地造成に関する工事の変更をしようとするときは、変更許可の手続きが必要です。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合は、変更届で処理することができます。

造成主、設計者又は工事施行者の変更

工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

1 - (1) 宅地造成等規制法に基づく許可申請書類チェックリスト

番号	書類名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
1	宅地造成等規制法の許可申請書	・実印押印		・面積は実測値を記入 ・代理人氏名・電話番号を記入
2-1	委任状	・実印押印		・代理人に委任する場合に必要な ・委任年月日、電話番号を記入
2-2	印鑑証明	・申請者のもの		・申請受付直前のものを添付
3	土地登記簿謄本	・申請区域内、隣接地		・申請受付直前のものを添付 ・公図と照合
4	公共施設管理者の同意を証する書面	・排水端末接続許可 ・公共用地の造成 ・占用許可等		・区域外であっても本行為の実施に伴って変更、廃止等が生じる公共施設を含む
5	地元区長の同意（意見書）			・各課との協議書も添付
6-1	関係権利者の同意を証する書類	・土地所有者 ・抵当権者等 ・国有財産（普通財産）		・土地登記簿、公図から権利者を判断
6-2	印鑑証明書 (6-1)に係わるもの			
7	隣地土地所有者の同意を証する書類	・宅地境界に地上高3mを超える擁壁を設置する場合		
8	設計者の資格を証する書類	・地上高5mを超える擁壁の設置又は造成面積1500㎡を超える排水施設を設置する場合に必要な		・実務経歴書、卒業証明書、宅地造成技術講習会修了証書等
9	確定抄本	・赤道、水路、畦畔等		・旧国有財産(行政財産)との境界を確認(市道、都道の公道証明を含む)
10	自費工事許可書	・道路、水路内等で工事を行う場合に必要		・公共用地内の自費工事の内容と本件申請内容が適合しているか否か
11	その他			

番号	図書名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
1	位置図 1/2,000程度	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域（赤色） ・道路、水路、河川等 ・都市計画施設 ・目標物 		
2	公図の写し 原本と等縮尺	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域（赤色） ・地番、地目 ・権利者氏名 ・道路、水路、河川等 		<ul style="list-style-type: none"> ・転写場所、転写年月日、転写者名印を確認
3	地形図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域（赤色） ・道路、水路等色塗り ・既存建物、擁壁等 ・等高線 ・現況地盤高 		<ul style="list-style-type: none"> ・区域内だけでなく周辺の現況も把握できるようなもの ・造成に伴って危険になるような土地、建物を確認し、申請区域の範囲の適否を検討
4	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色） ・切土、盛土部分を表示 		<ul style="list-style-type: none"> ・造成面積と切土、盛土部分の面積が異なる場合、切盛部分の求積図が必要
5	宅地の平面図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域（赤色） ・切土、盛土の範囲 ・擁壁 ・法面、がけの表示 ・排水施設 ・計画地盤高 ・道路、水路等 ・断面図作成箇所 		<ul style="list-style-type: none"> ・切土部を黄色、盛土部を赤色 ・擁壁の種類、高さ、延長、義務設置擁壁か否かの色分け ・道路区域、水路区域、二項道路のセットバックの確認 ・法処理箇所の位置、勾配、保護方法の明示

番号	図書名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
6	宅地の断面図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・切土、盛土の範囲 ・擁壁 ・法面、がけの表示 ・排水施設の位置 		<ul style="list-style-type: none"> ・地盤線は隣接地ま明示 ・切土部を黄色、盛土部を赤色 ・擁壁の種類、高さ ・盛土は段切り施工 ・擁壁上の余盛りは不可 ・擁壁面に雨水流下しない集水 ・二段擁壁のチェック ・法面、がけの勾配、高さ
7-1	排水施設の計画図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域（赤色） ・集水区域 ・管渠 ・人孔、マス ・流下方向 ・接続先 		<ul style="list-style-type: none"> ・放流許可量より計画流出量が大きい場合は調整池、吸込槽を設置 ・開発区域以外からの流入水の処理に注意 ・流出係数の取り方に注意 ・管渠の内径は20cm 以上 ・地表水の流下方向はがけと反対方向とする ・泥溜めは15cm 以上とする
7-2	排水計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・計画流出量 ・流出係数 ・流速、流量 		
8	がけの断面図 1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色） ・土質、勾配 ・保護の方法 ・高さ 		<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ毎に標準断面図を作成 ・長大法の場合は別基準による
9-1	擁壁の断面図 1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色） ・高さ ・根入れ深さ ・水抜穴 ・土質 ・基礎 ・基礎杭、地盤改良 ・配筋図 ・透水層 		<ul style="list-style-type: none"> ・間知石練積造擁壁の場合、盛土タイプと切土タイプの選択に注意。また盛土部分に基礎を設ける時は地上高3 mまで、これ以外は5 mとする ・構造別、タイプ別に作成 ・背面土、基礎地盤の土質に注意

番号	図書名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
9-2	基礎補強の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎杭（杭長等） ・地盤改良（配合量、改良深さ・範囲等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎杭の場合、支持杭とすることを原則とする
9-3	擁壁の設計書 (S I単位による安定計算、構造計算書)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件 ・転倒、滑動、沈下に対する検討 ・断面力に対する検討 ・地耐力 		<ul style="list-style-type: none"> ・主働土圧の算出は試行くさび法によることを原則とする ・転倒、滑動に対する安全率を1.5とする ・必要に応じて土質調査報告書を添付
9-4	斜面の安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件 ・土質、土圧、水位 ・斜面先、斜面、底部崩壊の検討 		
10	擁壁の背面図 1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ ・水抜穴 ・透水層 ・切土盛土の範囲 		<ul style="list-style-type: none"> ・全面に透水層を設ける
11	擁壁の展開図	<ul style="list-style-type: none"> ・形状 ・高さ ・地盤高 ・延長 ・伸縮目地 		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁全体の形状寸法等を明示 ・伸縮目地は原則として20m以内に一箇所設ける ・中間検査時に、現地と図面を照合できるもの
12	防災計画図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・流土止め ・防災ダム、遊水池 ・仮設排水路 ・有孔暗渠 		
13	その他、区長が必要と認めた書類	<ul style="list-style-type: none"> ・粘着力の考慮 		<ul style="list-style-type: none"> ・土質調査報告書等
14	宅地造成等規制法調書(原図、写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図(案内図) ・公図写し ・宅地の平面図 ・宅地の断面図 ・擁壁の断面図 		<ul style="list-style-type: none"> ・原図の写し1部(着色あり)(許可申請時に提出) ・原図1部(着色あり)(検査済証発行直前に提出)

1 - (2) 宅地造成に関する工事の変更許可申請《正本 1 部、副本（写し）1 部》

番号	図書名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
1	宅地造成に関する変更許可申請書	・申請日、許可番号等		・許可申請に準じる
2	変更理由書	・変更項目、項目ごとの変更理由		・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること
3	変更許可に関連する図書	・変更前後で変わる部分の図書全部		・変更箇所が分かるよう着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・図面作成者の氏名・押印

1 - (3) 宅地造成に関する工事の軽微な変更の届出

《正本 1 部、副本（写し）1 部》

番号	図書名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
1	変更届	・申請日、変更内容、許可番号等		・変更した時は、遅滞なく提出 ・造成主、設計者又は工事施工者の変更 ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日

1 - (4) 宅地造成に関する工事の造成主の地位の承継の届出

《正本 1 部、副本（写し）1 部》

番号	図書名	審査事項	指摘事項	チェックポイント・記入内容等
1	承継届	・申請日、許可番号、旧造成主の住所氏名		・地位を承継したときは遅滞なく提出 ・承継の理由（相続、合併その他）は具体的に記入
2	地位の承継の届出に関する書類	・（個人）戸籍謄本、印鑑証明書 ・（法人）登記簿謄本、印鑑証明書等適法に承継したことを証明する書類		・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること

1 - (5) 宅地造成に関する工事に関する届出

(1) 着手時《正本 1 部》